

来週（7/17～7/20）も引き続き、各区役所にて  
豪雨災害被災者向けの「総合相談窓口」を開設いたします

平成30年7月2日からの台風に伴う大雨および、7月5日からの大雨による被害により被災した方の生活再建支援を目的として、各区役所の一室などに災害関係部局の担当者や法律の専門家などを集め、総合的な相談を行う「総合相談窓口」を7/10より開設していますが、引き続き来週も開設いたします。

●開設のスケジュール

設置場所	設置期間	連絡先	電話番号
門司区役所 2F 第2会議室	7/17（火） ～7/18（水）	門司区役所総務企画課	331-1881
小倉北区役所 3F 特別会議室	7/17（火）	小倉北区役所総務企画課	582-3301
小倉南区役所 2F 大会議室	7/18（水）	小倉南区役所総務企画課	951-4112
若松区役所 3F 特別会議室	7/19（木）	若松区役所総務企画課	761-4045
八幡東区役所 本館2F 22会議室	7/13（金） ～7/14（土） 7/19（木） ～7/20（金）	八幡東区役所総務企画課	671-0801
八幡西区役所 5F 509会議室	7/13（金） 7/20（金）	八幡西区役所総務企画課	642-1442
戸畑区役所 1F 多目的会議室	7/17（火）	戸畑区役所総務企画課	871-3600

※以後のスケジュールは、調整のうえお知らせいたします。

※総合相談窓口以外の区役所窓口は、通常通り開いております。

●相談受付時間

9：00～19：00（法律相談のみ10：00～16：00）

●相談可能な項目

- ・罹災証明に関する事
- ・災害見舞金や被災者生活支援金、生活福祉資金貸付制度などに関する事
- ・市税の減免や納税などに関する事
- ・仮住居（市営住宅など）に関する事
- ・災害に伴うごみ処理に関する事
- ・がけ崩れに関する事
- ・空き家の被災に関する事
- ・被災に関する法律相談

【お問合せ先】

危機管理室 古田・高田  
TEL：093-582-2110